

申請書等の押印見直し方針

行政手続きの簡素化及び市民の利便性の向上を図るため、個人・事業者及び職員（以下「市民等」という。）が行う申請手続き等において、申請時等における押印を次の判断基準により見直しを実施する。

1. 押印が必要なもの

- (1) 契約書（地方自治法第 234 条第 5 項により記名押印を義務付け）
 - ア. 契約書には協議書、覚書などで双方が記名押印を行う契約書としての性質を備えているような場合を含む。
 - イ. 契約書に基づく委任状、見積書、請求書、領収書等を含む。
- (2) 八幡市入札参加資格者に対して、記名押印を義務付けている入札・見積・契約の締結及び契約代金等の請求受領等に係るもの
- (3) 登記関係の書類や金融機関に提出する書類その他の本市以外の組織・団体から押印が義務付けられているもの
- (4) 国及び府の法令・条例・通知等により様式が定められているもの及び押印が義務付けられているもの（国や府の動向を注視しつつ検討を継続）
- (5) その他、実印・登録印（個人において登録された印鑑（印章）又は法人において登録された代表者印）を求め、印鑑証明書と照合するもの

2. 署名又は記名押印の選択制であるもの

- (1) 本人の意思による申請であることを署名又は記名押印により担保する必要性があるもの
 - ア. 補助金関係書類（申請、実績報告、請求等）、手当支給申請書など金銭等の給付を伴う申請で、本人以外に給付してしまうおそれがあるもの
 - イ. 誓約書、同意書、承諾書、委任状などの本人の意思確認を強く求めるもの
 - ウ. その他、許可申請書など本人や第三者に不利益が生じるおそれのあるもの
- (2) 診断書、意見書、証明書など本人以外が作成する添付書類で、当該書類の記載が作成者の意思によるものであることを署名又は記名押印により担保する必要性があるもの

3. 押印も署名も不要なもの（記名のみとするもの）

押印を求める必要性や実質的意義が乏しく、押印を廃止しても支障のないものは廃止し、記名のみでよいこととする。

- (1) 閲覧・縦覧の申請書、施設の利用申込書等で、対象が不特定のものであり、押印や署名を求めてまで本人確認をする必要のないもの
- (2) 履歴書、実績報告等で、単に事実・状況を把握することのみを目的とするもの
- (3) 申請等に係る一連の手続の過程で運転免許証その他公的証明書（パスポート、個人番号カード等）の提示等により本人確認が可能なもの
- (4) その他押印を求める必要性や実質的意義が乏しく、押印を廃止しても支障のないもの

4. 法人等の取扱いについて

- (1) 個人事業者・法人格のない団体については、個人と同様とする。
- (2) 法人については、原則として記名押印とする。